

日 健 栄 第 2 4 8 号
平成 1 6 年 1 2 月 8 日

健康食品部会員各位

財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長 細 谷 憲 政

食品衛生検査指針の改定に伴う健康補助食品規格基準の試験方法の対応について

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は当協会の運営にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度、食品等の分析方法を収載している「食品衛生検査指針」のうち、食品添加物編（2003年1月）、残留農薬編（2003年6月）、微生物編（2004年6月）が改定されました。

当協会では、健康補助食品の規格基準を設け、その基準に合格した製品にJHFAマークの表示を許可しておりますが、今回の試験法の改定に伴い、健康補助食品規格基準集に収載されている試験法を最新版に基き行うことといたします。

最新版に読み替える項目と試験方法及び対応する食品群の一覧表につきましては別紙のとおりです。ご確認の上、該当する食品群、JHFAマーク表示許可を取得されている会員及び今後JHFAマーク表示許可を取得する予定の会員は、該当項目の試験方法は最新版を用いて行う等の対応をお願いいたします。

敬具

別紙：

食品衛生検査指針の改定に伴う健康補助食品規格基準の試験方法の対応について

健康食品部会員各位

食品衛生検査指針の改定に伴う健康補助食品規各基準の対応について

食品衛生検査指針が次の通り新たに改定されました。

食品衛生検査指針の食品添加物編及び残留農薬編 2003 年版 **同微生物編 2004 年版**

健康補助食品の規格基準集に記載されている試験法をこの改定に従い下記の通り読み替えるものと致します。どうぞ間違いのないよう今後の対応をお願い申し上げます。

項 目	従 来 の 試 験 法	今 後 の 試 験 法	対 応 す る 健 康 補 助 食 品 名
一般細菌数	食衛検指、微生物編（1990）第 1 章 2.1(2)	食衛検指、微生物編(2004)、第 2 章細菌、2.1.(1)生菌数	たんぱく食品、たんぱく質酵素分解物食品、牡蠣抽出物食品、鯉抽出物食品、しじみ抽出物食品、緑イ貝食品、スッポン粉末食品、EPA/DHA 含有精製魚油食品、ガンマーリノレン酸含有食品、月見草油、スッポンオイル食品、大豆レシチン食品、グルコサミン食品、オリゴ糖類食品、食物繊維食品、キトサン食品、ムコ多糖・たんぱく食品、米ぬい芽油、小麦ぬい芽油、大麦ぬい芽油、はと麦ぬい芽油、ビタミンE含有植物油、ビタミンC含有食品、ベータカロテン含有食品、カルシウム食品、乳酸菌(生菌)利用食品、酵母食品、ナットウ菌培養エキス食品、クロレラ、スピルリナ、シイタケ食品、マンネンタケ(霊芝)食品、オタネニンジン根食品、エゾウコギ食品、梅エキス食品、ブルーベリーエキス食品、キダチアロエ食品、アロエベラ食品、麦類若葉食品、まこも食品、アルファルファ食品、はい芽食品、緑茶エキス食品、ギムネマシルベスタ食品、ガルシニアエキス食品、大豆サポニン食品、大豆イソフラボン食品、にんにく食品、イチョウ葉エキス食品、花粉食品、プロポリス食品、ローヤルゼリー食品、ブドウ種子エキス食品
乳酸菌	同上第 1 章、16	同上、第 2 章 16.1 乳酸菌	植物発酵食品
無菌試験	同上、第 1 章 2.1.(3)	同上、第 2 章 2.1.(3)	たんぱく食品
大腸菌群	同上、第 1 章 2.2.	同上、第 2 章 2.2.大腸菌群	たんぱく食品、たんぱく質酵素分解物食品、牡蠣抽出物食品、鯉抽出物食品、しじみ抽出物食品、緑イ貝食品、スッポン粉末食品、EPA/DHA 含有精製魚油食品、スッポンオイル食品、グルコサミン食品、オリゴ糖類食品、食物繊維食品、キトサン食品、ムコ多糖・たんぱく食品、ビタミンC含有食品、ベータカロテン含有食品、カルシウム食品、乳酸菌(生菌)利用食品、酵母食品、植物発酵食品、植物エキス発酵飲料、ナットウ菌培養エキス食品、クロレラ、スピルリナ、シイタケ食品、マンネンタケ(霊芝)食品、オタネニンジン根食品、エゾウコギ食品、梅エキス食品、ブルーベリーエキス食品、キダチアロエ食品、アロエベラ食品、麦類若葉食品、まこも食品、アルファルファ食品、はい芽食品、緑茶エキス食品、ギムネマシルベスタ食品、ガルシニアエキス食品、大豆サポニン食品、大豆イソフラボン食品、にんにく食品、イチョウ葉エキス食品、花粉食品、プロポリス食品、ローヤルゼリー食品、ブドウ種子エキス食品
大腸菌	同上第 1 章 2.2	同上、第 2 章 2.2.大腸菌	カルシウム食品
真菌	同上、第 2 章	同上、第 3 章 1.5.(2)培養による真菌の検査法	ブルーベリーエキス食品、プロポリス食品
サルモネラ菌	同上、第 1 章、2.4	同上、第 2 章、4.サルモネラ	カルシウム食品

腸炎ビブリオ菌	同上、 第 1 章、2.6	同上、第 2 章、 6.1 腸炎ビブリオ	カルシウム食品
黄色ブドウ球菌	同上、 第 1 章、2.8	同上、第 2 章、 8.黄色ブドウ球菌	カルシウム食品
酵母菌数	同上、 第 2 章、8	同上、第 3 章 9 酵母菌類	植物発酵食品、植物エキス発酵飲料
残留溶媒、 ヘキサン	食衛検指、 (1989)食品中 の食品添加物 分析法、 第 20 章 113	食衛検指、食品添 加物編(2003)第 18 章 100 ヘキサ ン	たんぱく食品、たんぱく質酵素分解物食品、EPA/DHA 含有精製魚 油食品、月見草油、米は い芽油、小麦は い芽油食品、大麦は い芽食 品、はと麦は い芽食品、ビタミンE含有植物油
残留溶媒、 アセトン	同上、 第 20 章 106	同上、参照分析 法、1.アセトン	EPA/DHA 含有精製魚油食品
乳酸	同上、 第 11 章 66	同上、第 11 章 調 味料 64 乳酸及び その塩類	植物エキス発酵飲料(有機酸度)
残留農薬	食衛検指、 理化学編 (1991) 第 3 章 A1. , A2.	食衛検指、 残留農薬編 (2003) . A 1 (3) BHC 等の試験法	たんぱく食品、たんぱく質酵素分解物食品、牡蠣抽出物食品、しじ み抽出物食品、緑イ貝食品、EPA/DHA 含有精製魚油食品、ガンマ ーリノレン酸含有食品、月見草油、大豆レシチン食品、食物繊維食 品、米は い芽油、小麦は い芽油、大麦は い芽油、はと麦は い芽油、 ビタミンE含有植物油、ベータカロテン含有食品、カルシウム食品、 植物発酵食品、植物エキス発酵飲料、ナットウ菌培養エキス食品、 シイタケ食品、マンネンタケ(霊芝)食品、オタネニンジン根食品、 エゾウコギ食品、梅エキス食品、ブルーベリーエキス食品、キダチアロ エ食品、アロエベラ食品、麦類若葉食品、まこも食品、は い芽食品、 ガルシニアエキス食品、大豆サポニン食品、大豆イソフラボン食品、 にんにく食品、花粉食品、プロポリス食品、ローヤルゼリー食品、 ブドウ種子エキス食品
残留農薬 CNP	同上、 第 3 章 B3	同左又は 同上、A 2.(1) 魚介中の CNP 試験法	鯉抽出物食品、しじみ抽出物食品
ヒ素	同上、 第 4 章 A7.	同上、 . A 1 (88) ヒ素試験法	たんぱく食品、たんぱく質酵素分解物食品、牡蠣抽出物食品、鯉抽 出物食品、しじみ抽出物食品、緑イ貝食品、スッポン粉末食品、 EPA/DHA 含有精製魚油食品、ガンマーリノレン酸含有食品、月見草 油、大豆レシチン食品、グルコサミン食品、オリゴ糖類食品、食物 繊維食品、キトサン食品、ムコ多糖・たんぱく食品、米は い芽油、 小麦は い芽油、大麦は い芽油、はと麦は い芽油、ビタミンE含有植 物油、ビタミンC含有食品、ベータカロテン含有食品、カルシウム 食品、乳酸菌(生菌)利用食品、酵母食品、植物エキス発酵飲料、 ナットウ菌培養エキス食品、クロレラ、スピルリナ、シイタケ食品、 マンネンタケ(霊芝)食品、オタネニンジン根食品、エゾウコギ食 品、梅エキス食品、ブルーベリーエキス食品、キダチアロエ食品、アロ エベラ食品、麦類若葉食品、まこも食品、アルファルファ食品、は い芽食品、緑茶エキス食品、ギムネマシルベスタ食品、ガルシニア エキス食品、大豆サポニン食品、大豆イソフラボン食品、にんにく 食品、イチョウ葉エキス食品、花粉食品、プロポリス食品、ローヤ ルゼリー食品、ブドウ種子エキス食品
鉛	同上、 第 4 章 A6.	同上、A 1 (82) 鉛試験法	牡蠣抽出物食品、緑イ貝食品、ブドウ種子エキス食品
臭素	環食第 121 号、 環食化第 30 号	同上、A 1(67) 臭素試験法	食物繊維食品、小麦は い芽油、は い芽食品

食衛検指とは「食品衛生検査指針」を指す。

健康補助食品名にアンダーラインが付いている食品は従来の試験法が食衛検指と少々異なるが今後の試験法で対応できるため今後の試験法に統一した。